

第1節

人と自然を大切にした 住みよい村づくり



第1節 人と自然を大切にしたい住みよい村づくり

第1項

人と自然を大切にしたい住みよい村づくり

環境保全事業 18万円

(担当：建設水道課環境係) 4款1項4目

原村のすぐれた自然を永く後世に伝え、自然のもたらす限りない恩恵を永遠に享受できるように自然環境の保全と生活環境の保全及び清浄な風俗環境の保全を図り、住民の健康で快適な生活を確保するため原村環境保全条例で必要な事項を定めています。

また、環境の保全などに関する重要事項を調査審議するため、原村環境保全審議会を設置し、原村環境保全条例において審議会の意見を聞くこととされているもののほか、村長の諮問に応じて環境の保全などについて調査審議しています。

主な経費

原村環境保全審議会委員報酬など……………18万円

不法投棄物対策 96万円

(担当：建設水道課環境係) 4款1項4目・4款2項1目

村では、美しい自然と快適な生活環境を守るために、ごみの不法投棄を禁止する「原村不法投棄の防止等に関する条例」を制定しました。本年度は啓発看板3ヶ所の作成費用を計上しました。

ごみの排出や分別の指導とあわせて、廃棄物の不法投棄や屋外での焼却などの巡回指導を行い、地域の環境保全を図ります。

主な経費

①不法投棄防止啓発看板……………59万円

不法投棄物の運搬と処理委託料……………37万円

○不法投棄物について

あなたの所有・管理している土地は大丈夫ですか。定期的に見に行き、不法投棄物があればすぐに処理しましょう。そのままにしておくごみ捨て場になってしまいます。

不法投棄物の処理は①投棄物の排出者、②土地の所有者・管理者の順番です。不法投棄物の中に捨てた人が判別できるようなものが入っていたら警察へ連絡して調べてもらいましょう。

○屋外での焼却について

社会通念上やむを得ないと認められている場合(どんど焼き、農作物の残骸の焼却など)を除き、屋外焼却をした人は3年以下の懲役、300万円以下の罰金またはその両方が科せられます。

景観の形成 4万円

(担当：農林商工観光課農政係) 5款1項3目

原村郵便局下、村道4576号線沿線の水田法面に芝桜を植栽し、農村景観の形成を目指します。本年は、300本の補植を予定して居ます。住民の活動による地域づくりを目指しています。多くの方の参加をお願いします。



▲芝桜補植作業

飼い犬登録 17万円

(担当：建設水道課環境係) 4款1項4目

村では、飼い犬の登録業務を行うために、登録台帳の作成・狂犬病予防注射実施状況の管理などを獣医師会に委託しています。

犬の所有者の方には、犬の登録と毎年1回の狂犬病予防注射(生後91日以上の子犬)が法律で義務付けられています。登録が済んでいない方は必ず登録をしましょう。

主な経費

獣医師会委託料……………14万円

その他事務費用……………3万円

第2項

人と環境にやさしい持続可能な「循環型社会」の創出

可燃ごみ収集運搬、資源物収集運搬及び処理 2,291万円

(担当：建設水道課環境係) 4款2項1目

可燃ごみ収集、古紙、古布、ペットボトル、トレイ、天ぷら油、蛍光灯などの有害物、容器包装プラ、硬質プラの収集運搬経費と分別異物除去、圧縮減容梱包、一時保管などの中間処理に要する費用です。また、木材破砕機で剪定木をチップ化し、チップ希望者に配布し再利用します。村では、リサイクルルートが確保出来たものから資源回収をします。

主な経費

可燃ごみ収集運搬委託料……………1,320万円

資源物収集運搬委託料……………528万円

第1節 人と自然を大切にしたい住みよい村づくり

資源物選別保管処理委託料 ……………412万円
 廃棄物減量等推進審議委員報酬……………31万円

諏訪南行政事務組合ごみ処理 特別会計負担金 7,680万円

(担当：建設水道課環境係) 4款2項1目

茅野市、富士見町、原村の3市町村で収集された燃やすごみは諏訪南行政事務組合の諏訪南清掃センターで焼却処理をしています。この施設の運営経費として負担金を支出しています。

南諏衛生施設組合負担金 5,402万円

(担当：建設水道課環境係) 4款2項1目

富士見町と原村の燃やさないごみと粗大ごみは南諏衛生施設組合の粗大ごみ処理施設で選別と破碎が行われ、金属・ガラス及び木材は再資源化されます。

富士見町と原村のし尿と浄化槽汚泥は南諏衛生施設組合のし尿処理施設で処理され、南諏衛生施設組合の最終処分場へ焼却灰や不燃物とともに埋め立てられます。

これらの施設の運営費用と、粗大ゴミ収集運搬及び資源びんの回収処理費用として負担金を支出しています。

生ごみ減量化等推進事業 32万円

(担当：建設水道課環境係) 4款2項1目

燃やすごみの約40%は家庭から出る生ごみです。村では、家庭で生ごみを自家処理するために生ごみ処理容器、生ごみ処理機を購入された方に補助金を交付します。生ごみ処理容器、生ごみ処理機の補助を受けたい方は申請が必要です。詳しくは建設水道課環境係(☎79-7933)まで。

品目	補助率	補助金上限額
生ごみ処理機	購入価格の2分の1以内	20,000円
生ごみ処理容器	購入価格の2分の1以内	なし

家庭からごみを出すとき、ごみをきちんと分別して出すのは当然のルールですが、さらにもう一歩進んで

- ①ごみになるものを家庭に持ち込まない
- ②使い捨てのものは出来るだけ購入・使用しない
- ③修理・修繕を行い出来るだけ長く使用する

ごみの減量化を推進するために、自分に出来るところから取り組んでみましょう。

第3項

地球温暖化防止対策

エネルギー対策推進事業 11万円

(担当：村づくり戦略推進室村づくり係) 2款1項11目

村は、平成17年度に「地域新エネルギービジョン」

を、平成19年度に「地域省エネルギービジョン」を策定しました。今年度は、エネルギーの効率的な利用や新たなエネルギー利用の理解と、新エネルギーや省エネルギーの導入促進を図ることを目的に推進組織を設立し、公民協同で新・省エネルギーの導入促進を検討します。

主な経費

会議費ほか……………11万円



▲役場 車庫の屋根に設置された太陽光発電パネル (NPO法人八ヶ岳ヒューマンエナジー協力)

第4項

水資源の確保保全と上下水道の整備

環境調査 36万円

(担当：建設水道課環境係) 4款1項5目

河川、汐等16箇所の水質検査を行います。

生活排水基盤図整備委託事業 304万円

(担当：建設水道課上下水道係) 4款1項5目

地下埋設管理を目的に紙データ並びに位置情報データを基に地形図上に浄化槽台帳のデータベース化並びにシステム化するものです。

浄化槽整備関係補助金 1,168万円

(担当：建設水道課上下水道係) 4款1項5目

浄化槽とは、トイレ汚水や台所、風呂、洗濯などの生活雑排水を処理する設備です。村では、村内の水質汚濁を防止し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、浄化槽の設置費用の一部を補助します。補助対象となるのは、公共下水道の処理区域外の専用住宅です。人槽別の補助金は下表のとおりです。

人槽区分	補助金額
5人槽	44.4万円
7人槽	48.6万円
10人槽	57.6万円

また、村では浄化槽からの排水を河川等に放流することは原則として認めておりません。宅内で処理していただくのが原則です。そこで、排水処理設備(トレンチ)の設置費用の一部を補助します。補助対象となるのは、公共下水道の処理区域外の専用住宅です。補助金は排水処理施設の設置に関係する経費の4分の1以内で最高限度額7万円です。

浄化槽設置補助金 ……………1,021万円

……………21基分

第1節 人と自然を大切にしたい住みよい村づくり

排水処理施設設置補助金 ……………147万円
……………21基分

水道事業会計

昭和40年8月1日から始まった水道水の供給事業は43年目を迎えており、給水戸数は毎年増加し（現在給水戸数4,000件）年間約77万㎡を給水しています。水道水の安全で安定した供給のため、老朽管の布設替えと水源の維持管理、水質検査を計画的に実施します。

【収入】総額：1億8,017万円

○給水収益 1億3,400万円

（担当：建設水道課上下水道係） 水道事業会計

村の水源はハヶ岳中央高原を中心に6箇所あります。水は全て地下水を利用し、地下60mから110mの井戸から汲み上げて供給しています。水質は地下水のため飲料に適しており、水質基準に適合しています。水道法で指定されている塩素滅菌のみ実施しています。

○受託工事収益 60万円

（担当：建設水道課上下水道係） 水道事業会計

消火栓移設などの受託工事費で受益者から負担金を徴収します。

○預金利息など 1,229万円

（担当：建設水道課上下水道係） 水道事業会計

預金などの利息です。

基金の利息は基金に積み立てます。

○長期貸付償還金 2,400万円

（担当：建設水道課上下水道係） 水道事業会計

下水道事業へ貸し付けたものの償還金です。

○その他営業収益 928万円

（担当：建設水道課上下水道係） 水道事業会計

主なものは兼務職員の人件費や消火栓維持管理費など、他の会計から支払われる負担金です。

その他に次の収益があります。

◇検査手数料

新たに水道の工事を行った場合にかかる検査手数料で、1件9,000円です。

◇水道加入金

新たに水道を使用したり、中止していた水道を再開する場合にかかる費用です。

メーター口径13mmの場合一般家庭52,500円、保健休養地区73,500円です。

【支出】総額：3億0,746万円

支出の内維持管理にかかる費用 ……1億4,102万円

支出の内建設等にかかる費用 ……1億6,644万円

○水源の維持管理にかかる費用 938万円

（担当：建設水道課上下水道係） 水道事業会計

村内6箇所の水源の維持管理費です。深井戸のポンプの電気料の700万円が主なものです。他に水道水の滅菌に使う塩素の薬品代や水源、配水池の異常を知らせる監視システムに係る費用などがあります。

○メーター取替工事 630万円

（担当：建設水道課上下水道係） 水道事業会計

計量法により水道メーターは8年毎に取り替える事になっており、今年度は360世帯の取替を予定しています。取替委託料 300万円 メーター代 350万円

○水道施設台帳保守 100万円

（担当：建設水道課上下水道係） 水道事業会計

配水管の布設替え及び給水戸数が増加した箇所を新たに台帳へ追加を行います。

○減価償却費 6,285万円

（担当：建設水道課上下水道係） 水道事業会計

配水管は40年、配水池60年、非常用発電設備15年など耐用年数が定められており、今後建設する場合に備えて、今までに建設した費用を毎年度耐用年数分減価償却するものです。

○資産減耗費 25万円

（担当：建設水道課上下水道係） 水道事業会計

資産の除却分です。

○水質検査の委託料 274万円

（担当：建設水道課上下水道係） 水道事業会計

水道法により実施する水道水の検査を、専門機関に調べてもらう費用です。毎年水質検査計画を策定し、実施計画に基づき50項目の水質基準を検査しています。

○配水管の維持管理にかかる費用 1,363万円

（担当：建設水道課上下水道係） 水道事業会計

水源から各家庭へは配水管を通じて水を供給していますが、その配水管漏水修理や漏水調査にかかる費用です。

○受託工事費 60万円

（担当：建設水道課上下水道係） 水道事業会計

受益者から預かった工事費で、給水管や消火栓の移設などの工事を行います。

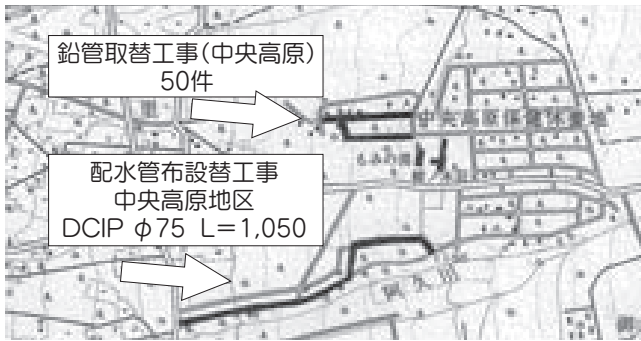
○配水管布設替工事 9,700万円

（担当：建設水道課上下水道係） 水道事業会計

昭和50年代に布設した配水管の布設替えをします。

第1節 人と自然を大切にしたい住みよい村づくり

- ◇中央高原地区：管の延長1,050m ・管の口径75mm
- ◇判之木地区：管の延長1,400m ・管の口径100mm



○減圧弁取替工事 420万円

(担当：建設水道課上下水道係) 水道事業会計
 水道の水圧の高い箇所を低い水圧に調整する装置の取替工事です。

村内に19箇所ありますが、耐用年数を確認して定期的に取替をしています。(柳沢地区、中新田地区)



○総係費 2,773万円

(担当：建設水道課上下水道係) 水道事業会計
 各家庭の水道メーターの検針から料金収入までの業務に伴う水道システムの経費と職員の人件費が主なもので、その他に役場庁舎で業務を行いますので庁舎の共通使用料等も含まれています。

○その他営業費用 519万円

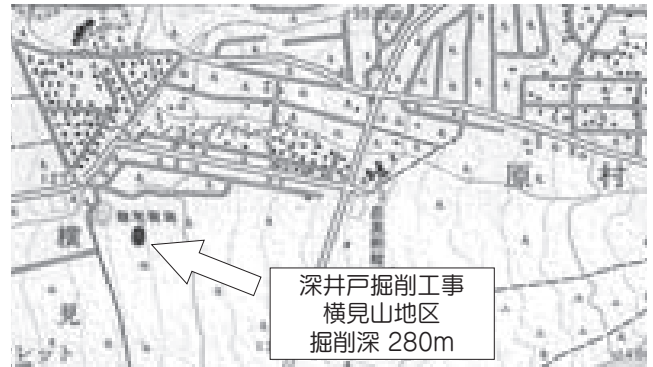
(担当：建設水道課上下水道係) 水道事業会計
 一般会計へ支払う職員の人件費と水道使用開始時に使用するメーターなどの材料を購入するための費用です。

○消費税及び地方消費税等 508万円

(担当：建設水道課上下水道係) 水道事業会計
 水道料金や加入金等の消費税及び地方消費税で税務署へ納めるものです。

○原水浄水設備建設工事 4,920万円

(担当：建設水道課上下水道係) 水道事業会計
 本年度は、深井戸掘削を行います。



○水道施設建設の償還金 1,264万円

(担当：建設水道課上下水道係) 水道事業会計
 水道施設の工事費に使用した借金の返済です。
 元金分……………829万円
 利息分……………435万円

○基金積立金 775万円

(担当：建設水道課上下水道係) 水道事業会計
 水道施設の建設改良のための原村水道基金があります。毎年基金の利子を積み立てています。

下水道事業会計

村の下水道事業は昭和60年度から諏訪湖流域関連として整備事業が始まり、昭和63年4月1日より柏木、払沢の一部が供用開始となり、住宅、事業所、別荘を含めた接続可能件数は2,241件で2,197件(平成23年3月末現在)が下水道を使用しており接続率は98.0%となってい

第1節 人と自然を大切にしたい住みよい村づくり

ます。下水道の公共汚水ますが設置されていて、まだ接続していない場合は早めの接続をお願いします。

尚、収入総額に対して不足する支出額は、当年度留保資金等で対応します。

【収入】総額：3億7,204万円

○使用料 1億500万円

(担当：建設水道課上下水道係) 下水道事業会計
下水道の使用料で、水道料金と一緒に請求します。

○手数料 16万円

(担当：建設水道課上下水道係) 下水道事業会計
村の指定工事店で排水設備工事をしたときにかかる検査手数料で、1件4,000円です。

○企業債 370万円

(担当：建設水道課上下水道係) 下水道事業会計
流域下水道の建設負担金にかかるものです。

○他会計負担金 1億2,670万円

(担当：建設水道課上下水道係) 下水道事業会計
企業債の償還金にかかる利息等で、村の一般会計から繰り入れるものです。

○他会計補助金 1億3,330万円

(担当：建設水道課上下水道係) 下水道事業会計
企業債の償還金にかかる利息等で、村の一般会計から繰り入れるものです。

○受取利息 123万円

(担当：建設水道課上下水道係) 下水道事業会計
下水道事業のために積み立てている基金と預金の利息です。

○受益者負担金 194万円

(担当：建設水道課上下水道係) 下水道事業会計
受益者負担金の納入のない土地で、新たに生活污水の処理のため下水道接続する場合の負担金です。

【支出】総額：4億7,308万円

○維持管理にかかる費用 1,298万円

(担当：建設水道課上下水道係) 下水道事業会計
施設の維持管理費で、主な費用は下水道管路関係(290万円)、マンホールポンプ関係(713万円)。

○流域下水道維持管理負担金 3,100万円

(担当：建設水道課上下水道係) 下水道事業会計
豊田終末処理場(クリーンレイク諏訪)の維持管理費にかかる負担金と茅野市及び富士見町の下水道使用にか

かる負担金です。

○その他営業費用 865万円

(担当：建設水道課上下水道係) 下水道事業会計
一般会計と水道事業会計に支払う職員の人件費です。

○消費税及び地方消費税 400万円

(担当：建設水道課上下水道係) 下水道事業会計
下水道使用料等に係る消費税及び地方消費税で税務署に納めます。

○下水道施設建設の償還金 2億5,364万円

(担当：建設水道課上下水道係) 下水道事業会計
下水道施設の工事費にかかる借金の返済金です。
元金分……………1億8,342万円
利息分……………7,022万円

○総係費 554万円

(担当：建設水道課上下水道係) 下水道事業会計
臨時職員の賃金、下水道システムの経費など事務にかかる費用です。

○減価償却費・減耗費 1億2,616万円

(担当：建設水道課上下水道係) 下水道事業会計
建物、構築物、機械、装置など耐用年数に応じて減価償却するものです。(現金の支出はありません。)

○流域下水道建設負担金 401万円

(担当：建設水道課上下水道係) 下水道事業会計
豊田終末処理場(クリーンレイク諏訪)の建設にかかる負担金です。

○借入金償還金 2,554万円

(担当：建設水道課上下水道係) 下水道事業会計
水道事業会計に返すお金です。
元金分……………2,400万円
利息分……………154万円

第5項

自然と調和した居住環境の整備

若者定住促進事業 1,000万円

(担当：建設水道課環境係) 2款1項11目
原村への若者の定住を促し、人口の増加を図るため、村内に住宅を新築し又は、新築住宅を購入した方に補助金50万円を交付します。

◇補助対象者

自ら居住するための住宅を村内に新築し又は、新築住宅を購入し、年齢が40歳未満の方。

第1節 人と自然を大切にしたい住みよい村づくり

◇補助対象住宅

原村環境保全条例第2条第1号に規定する宅地等開発地内に新築し、不動産登記の完了、又は建物引き渡しを受けた住宅(保健休養地は対象外)。

◇補助対象期間

平成18年4月1日から平成28年3月31日までに工事が完了し、不動産登記の完了又は建物引き渡しを受けた住宅。

◇補助金の交付申請

原村若者定住促進新築住宅補助金交付申請書に登記事項証明書又は建物引き渡し証明書の写し及び案内図を添えて提出してください。

村営住宅維持管理 42万円

(担当：建設水道課建設係) 7款4項1目

村営住宅の修繕や施設の維持管理などの費用です。

公営住宅等の管理戸数は公営住宅6戸、特定公共賃貸住宅14戸、村営住宅1個の計21戸です。

経費の内訳

維持管理費……………42万円

◇公営住宅(家賃は、入居者の収入によって異なります)

団地名	分杭団地 (平成11年竣工)	やつがね団地 (昭和53年竣工)
形式	3LDK	3DK
戸数	4戸	2戸
家賃(円)	22,700円 ~33,700円	13,000円 ~19,300円
備考	有料駐車場 2台目から2,000円	

◇特定公共賃貸住宅(家賃は定額です)

団地名	分杭西団地 (平成12年竣工)	久保地尾根団地 (平成20年竣工)
形式	3LDK	3DK
戸数	8戸	6戸
家賃(円)	50,000円	55,000円
備考	有料駐車場 2台目から2,000円	有料駐車場 2台目から2,000円

◇村営住宅(家賃は定額です)

団地名	中学校北団地 (昭和61年竣工)
形式	5LDK
戸数	1戸
家賃(円)	60,000円
備考	旧医師住宅 平成18年改修

村営墓地の管理 59万円

(担当：総務課企画係) 4款1項4目

久保地尾根墓地(87区画)及び久保地尾根西墓地(155区画)の管理に要する費用です。

村営墓地の管理は、使用者のみなさまに管理費の一部をご負担いただき、村が行っています。

主な経費

草刈等委託……………9万円
墓地使用料返還金……………46万円

住宅・建築物耐震改修促進事業 65万円

(担当：建設水道課環境係) 8款1項5目

原村が地震防災対策強化地域に指定されたことにより、国と県と村で協力し近い将来に発生すると考えられている東海地震から、住民の生命、財産を保護し、震災時の膨大な災害復興費用の削減を図ることを目的として、木造住宅の耐震診断や、耐震改修工事への補助金の交付を行います。

「耐震改修工事までの流れ」

簡易耐震診断実施→耐震補強工事を目的とした精密診断実施 → 耐震補強工事の実施

◇簡易耐震診断

実施条件は、昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した木造住宅(在来工法)で希望する方。

◇精密耐震診断

対象者は、簡易耐震診断を実施した者で総合評点が1.0未満で耐震改修工事の実施を希望する方。

◇耐震改修工事への補助金

対象者は、精密診断の結果、総合評点が1.0未満の住宅の所有者で耐震改修工事を実施する方。
補助金限度額は、1戸あたり60万円(120万円の1/2)です。

耐震診断や耐震改修工事への補助金を希望される方は、建設水道課環境係(☎79-7933)までご連絡ください。耐震診断に係る費用は村で全額負担します。

第1節 人と自然を大切にしたい住みよい村づくり

第6項

人にやさしい道路・ネットワークの整備

公共交通推進事業 2,007万円

(担当：村づくり戦略推進室村づくり係) 2款1項11目
平成21年度に策定しました「茅野市・原村地域公共交通総合連携計画」に基づいて、実証運行を行います。実証運行期間は昨年10月からで、毎年度事業評価を行い、よりよい公共交通を構築していきます。

なお、実証運行の結果、利用率が著しく低く今後も利用率の向上が望めない場合は、公共交通が廃止となる場合もあります。

ぜひ、公共交通をご利用いただき意見を出し合って公共交通を残せるよう、ご協力ください。

主な経費

茅野市・原村地域公共交通活性化協議会負担金1,996万円
原村公共交通あり方検討会議委員等交通費 11万円



▲セロリン号

**乗って残す
乗って活かす公共交通**

道路、橋梁の管理 4,423万円

(担当：建設水道課建設係) 7款1項1目
紙の道路台帳をデジタル化し、効率的な管理システムへ移行します。

主な経費

①道路台帳管理システム(デジタル化)作成業務3,948万円
道路台帳補正業務475万円

道路補修 2,040万円

(担当：建設水道課建設係) 7款1項2目
実施予定時期 5月～12月
実施箇所 村内

《補修内容別実施箇所一覧》

◇L型側溝布設	
御柱道	L=50m
◇U型側溝・集水枘設置	
村道4191号線(室内)	L=6m 枘1箇所
◇U型側溝布設	
御柱道(柳沢)	L=3m
御柱道(柳沢)	L=10m
柳沢バス停上	L=35m
中央道側道(菖蒲沢)	L=4.2m
第二やつがね	L=20m
◇V S側溝布設	
村道5003号線(柳沢)	L=10m
◇簡易横断溝設置	
恩前記念碑横(払沢)	L=5m
上里別荘線	L=6m×4箇所
ちろりん村	L=7.5m×2箇所
◇側溝改修	
村道2006号線(南原)	L=42m
村道7133号線(四季の森)	L=30m
◇すり付け舗装工	
横見山入口	L=25m W=3m
◇オーバーレイ工	
払沢山道線	A=1,000㎡
たてしな自由農園東	A=400㎡
村道2006号線(南原)	A=600㎡
◇コンクリート工	
村道5514号線(柳沢)	L=5m
◇パッチング	
村内全域	年2回
◇重力式擁壁工	
弓振1号橋南(大久保)	L=3m
◇小破補修	
村内全域	5箇所

※各地区・自治会の要望により、危険度・緊急性を考慮して道路補修等を実施しています。身近な道路等に破損箇所がありましたら、区長さんまでご連絡をお願いします。毎年10月に要望の取りまとめを行います。

建設資材等支給事業 360万円

(担当：建設水道課建設係) 7款1項2目
身近な道路、水路等を住民自ら整備・補修する工事について、村がその資材を支給します。

主な内容

碎石分330万円
地元施工分30万円

第1節 人と自然を大切にしたい住みよい村づくり

除雪融雪事業 510万円

(担当：建設水道課建設係) 7款1項2目

冬期間、安全で円滑な道路交通を確保するため、村道など(65km)の除雪を行い、各地区に融雪剤(塩化カルシウム)を配布し、村と地区で村道の凍結防止のため融雪剤を散布しています。

主な内容

委託による除雪費……………400万円
融雪剤購入費……………110万円

道路の新設改良 2,760万円

(担当：建設水道課建設係) 7款1項3目

村の単独費で①、②などの事業を実施します。

①村道5083号線他(ハツ手向平)測量・設計

L=225m W=4.0m

②村道3263号線(柏木比丘尼原)改良舗装工事

L=72m W=5.0m

社会資本整備総合交付金事業(国庫補助40%)を活用し、A、Bの事業を実施します。

A 村道4594号線(柏木グランド横道線)

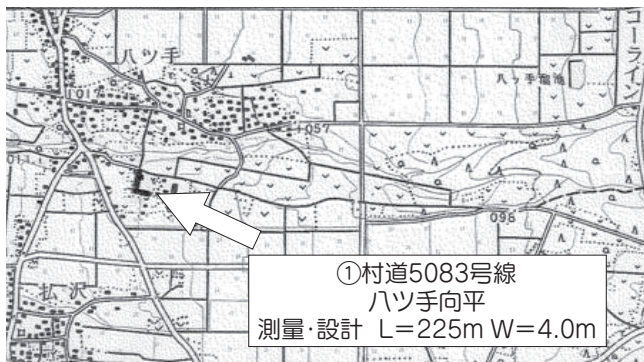
改良舗装工事

L=250m W=5.0m

B 村道3280号線(柏木阿久収蔵庫横道線)改良舗装工事

L=180m W=4.5m

実施予定時期：5月～12月



交通安全施設 522万円

(担当：建設水道課建設係) 7款1項4目

カーブミラー、ガードレール、道路区画線などの設置や補修、カラー舗装を行います。

実施予定時期 5月～12月

- ◇新設(村内9箇所他)……………432万円
 - 農道N5601号線(払沢) カーブミラー1基 φ800
 - 村道4602号線(柏木) ガードレール 46m
 - 村内全域 道路区画線
 - 村道5503号線(柳沢) 滑り止め舗装
 - 県道神ノ原青柳停車場線 歩道設置工事
 - (払沢信号機) 車止め他一式
 - 村道4084号線(柏木) 道路視線誘導標 10本
 - 村道1002号線(柳沢) 道路視線誘導標 10本
 - 村道2007号線(上里) 道路鋸 70本
 - 村道1002号線(柳沢) 道路鋸 30本
- ◇修繕(村内4箇所他)……………90万円
 - 村道1003号線(柳沢) カーブミラー1基
(丸)ミラー交換2面
 - 村道1003号線(柳沢) カーブミラー1基
(角)ミラー交換2面
 - 村内全域 ガードレール
 - 県道神ノ原青柳停車場線 回転灯
 - 払沢信号機歩車分離式工事

南信地域町村交通災害共済 45万円

(担当：建設水道課建設係) 2款1項10目

住民のみなさんが、万が一交通事故にあったときの補償として、村では交通災害共済の加入を推進しています。

みなさんが気軽に加入できるよう、低額の掛け金(大人は年額1人350円、中学生以下は世帯加入の場合、村負担により無料)となっています。見舞金は、過失割合に関係なく最高120万円まで支給されます。

この共済は年度の途中でも加入できます。(掛金は月割計算となります)

《加入手続き》

建設水道課建設係が加入窓口となっています。

《事故が発生したら》

第1節 人と自然を大切にしたい住みよい村づくり

役場の窓口で事故の報告と請求の相談をしてください。
《見舞金の請求》

事故の日から1年以内に、交通事故証明書と医師の診断書を添えて請求してください。

◇入院は(2日以上)1日目から日額2,000円

◇通院は(3日以上)1日目から日額500円と基礎見舞金2万円が支給されます。(20万円が限度)

◇死亡120万円(自転車自損事故 60万円)

《加入状況(平成23年1月末現在)》

大人 4,598人 中学生以下 487人

交通事故に遭わない・事故から身を守るために

《夜光反射材(リストバンド、反射シール)の配布》

歩行者も事故を未然に防ぐために、運転者から発見されやすいように明るい服装に配慮することが大切です。夜光反射材を身につけると、夜間も120mほど離れたところからでも見えるようになります。村では、交通安全を呼びかけ、事故防止を図る目的で啓発資材を毎年輪番制で各地区の老人クラブの皆さんに無償で配布しています。(平成23年度は弘沢区老人クラブが対象となります。)

《高齢運転者マーク》

70歳以上の方が運転するときは、高齢運転者マークを車に表示しましょう。

《交通安全の日：毎月5日・20日》

皆さん1人ひとりが積極的に交通安全に取り組みしましょう。

《シートベルト啓発の日 毎月4日、14日、24日》

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しましょう。

《交通しなの》

年6回配布(2ヶ月に一度発行)しています。

第7項

住民の生活を守る消防・防災・地域安全対策

河川の管理 250万円

(担当：建設水道課建設係) 7款2項1目
護岸工(上里前沢川、上里大早川)……250万円

諏訪広域消防負担金 1億2,482万円

(担当：原消防署兼消防室) 8款1項1目
6市町村による諏訪広域連合の広域消防として、災害あるいは救急時の出動体制を取っています。原消防署員の人件費のほか、常備消防に必要な装具等の費用を支払っています。

消防の設備機器の充実、職員の資質向上を図るとともに、救急体制の充実に努めています。

主な内容

消防本部費……505万円
原消防署費……1億1,977万円

原村消防団の運営及び消防施設の維持管理 3,072万円

(担当：原消防署兼消防室) 8款1項2目
地域の安全確保のため、施設、設備機器の整備を進め、魅力ある消防団を目指します。

主な経費

団員報酬……462万円
退職報償金掛金……384万円
団員退職報償金……716万円
出動手当……90万円
ポンプ操法大会 ラッパ吹奏大会……44万円
○防火水槽設置工事……520万円
○防火水槽漏れ止め工事……102万円
消火栓維持・移設等負担金……124万円
水防資器材……8万円

住宅用火災警報器を設置しましょう!

すべての住宅に設置が義務付けられています。

◎どうして火災警報器が必要なの?

毎年、多くの方が住宅火災による逃げ遅れで亡くなっています。住宅用火災警報器は火災の煙(熱)を感知して警報を鳴らすことにより、逃げ遅れを防止する切り札です。

◎家のどこに取り付けければいいの?

設置義務がある場所は、まずは「全ての寝室」です。続いて2階に寝室がある場合は、「階段上」に取り付けましょう。(できるだけ台所などの火気を使用する場所にも設置をおすすめします。)

◎どこで買えばいいの?

お近くの消防機器取扱店・電気店・ホームセンター・ガス会社などで扱っています。

※悪質な訪問販売には注意して下さい!

◎お問い合わせ先

諏訪広域消防 原消防署 ☎79-2442



▲平成22年度諏訪地区消防ポンプ操法大会
(原村代表ポンプ車操法の部)

第1節 人と自然を大切にしたい住みよい村づくり

原村地域防災対策業務 159万円

(担当：総務課総務係) 8款1項5目

平成14年には新たに東海地震に係る地震防災対策強化地域に追加指定され、また、平成19年に見直しを行った「原村地域防災計画」や、「原村国民保護計画」を基に基盤の整備を進めます。

《平成23年度主要事業》

- ◇避難場所案内看板を3箇所設置(予算額60万円)
- ◇新型インフルエンザ対策としてサージカルマスクや消毒用エタノール等を整備(予算額15万円)
- ◇災害時緊急用として村では、諏訪中央病院と協定を結び、備蓄医薬品を管理保管しています。(予算額50万円)
- ◇その他の経費(予算額34万円)

原村総合防災訓練 10万円

(担当：総務課総務係) 8款1項5目

9月の防災週間に合わせて原村総合防災訓練を実施します。本年度は、会場を南原区とし大規模地震発生等を想定した、災害対策本部設置訓練・通信訓練・消火訓練・炊き出し訓練などを実施します。

無線管理 78万円

(担当：総務課総務係) 8款1項5目

村の防災行政無線(基地局1局・車載型20局・携帯型10局)などの適正な管理を行うため、法定点検の業務を委託します。

災害見舞金支給事業 40万円

(担当：保健福祉課社会福祉係) 3款3項1目

村内に発生した災害により被害を受けた世帯主に対し、見舞金を支給します。

《支給対象》

村内に居住し住民基本台帳に登録されている罹災者の所有する建物

《内容》

- ◇全焼、全壊の場合
1戸当たり5万円と世帯員一人当たり1万円の合計額
- ◇半焼、半壊の場合
全焼、全壊の場合のそれぞれ2分の1の額の合計額
- ◇住宅以外の場合
1万円